

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第74号

香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の一部を改正する規則
香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則（昭和40年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
第1号様式（第4条関係）										第1号様式（第4条関係）									
母子福祉資金貸付申請書										母子福祉資金貸付申請書									
略										略									
申	フリガナ氏名	-----			連帯借主となる児童等	フリガナ氏名	-----			フリガナ氏名	-----			連帯借主となる児童等	フリガナ氏名	-----			
	個人番号					生年月日	年	月	日		生年月日	年	月		日	生年月日	年	月	日
請	住所及び電話番号	〒 自宅() ー 携帯			申請者との続柄	住所				申請者との続柄	住所				申請者との続柄	住所			
	勤務先	() ー				修学又は修業先					勤務先	() ー				修学又は修業先			
者	収入(月額)	勤労収入	円			離別の理由及びその時期	病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他()				離別の理由及びその時期	病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他()							
		児童扶養手当	円																
		養育費	円																
		主な資産	内容	円															
		その他	内容	円															
計	円			年 月 日			年 月 日												
略										略									

第16号様式 (第17条の2 関係)

父子福祉資金貸付申請書						
略						
申	フリガナ氏名	フリガナ氏名	連帯借主となる児童等	フリガナ氏名	フリガナ氏名	
	個人番号	個人番号		生年月日	生年月日	
請	住所及び電話番号	住所	申請者との続柄	住所	住所	
	勤務先	勤務先		修学又は修業先	修学又は修業先	
者	収入(月額)	収入(月額)	離別の理由及びその時期	収入(月額)	収入(月額)	
	勤労収入	円		病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他() 年 月 日	児童扶養手当	円
	養育費	円			養育費	円
	主な資産	内容 : 円			主な資産	内容 : 円
その他	内容 : 円	その他	内容 : 円			
計		円	計		円	
略						

略

第18号様式 (第18条関係)

寡婦福祉資金貸付申請書						
略						
申	フリガナ氏名	フリガナ氏名	連帯借主となる子等	フリガナ氏名	フリガナ氏名	
	個人番号	個人番号		生年月日	生年月日	
請	住所及び電話番号	住所	申請者との続柄	住所	住所	
	勤務先	勤務先		修学又は修業先	修学又は修業先	
者	収入(月額)	収入(月額)	離別の理由及びその時期	収入(月額)	収入(月額)	
	勤労収入	円		病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他() 年 月 日	養育費	円
	養育費	円			主な資産	内容 : 円
	主な資産	内容 : 円			その他	内容 : 円
その他	内容 : 円	計	円			
計		円	計		円	
略						

略

第16号様式 (第17条の2 関係)

父子福祉資金貸付申請書						
略						
申	フリガナ氏名	フリガナ氏名	連帯借主となる児童等	フリガナ氏名	フリガナ氏名	
	生年月日	生年月日		生年月日	生年月日	
請	住所及び電話番号	住所	申請者との続柄	住所	住所	
	勤務先	勤務先		修学又は修業先	修学又は修業先	
者	収入(月額)	収入(月額)	離別の理由及びその時期	収入(月額)	収入(月額)	
	勤労収入	円		病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他() 年 月 日	児童扶養手当	円
	養育費	円			養育費	円
	主な資産	内容 : 円			主な資産	内容 : 円
その他	内容 : 円	その他	内容 : 円			
計		円	計		円	
略						

略

第18号様式 (第18条関係)

寡婦福祉資金貸付申請書						
略						
申	フリガナ氏名	フリガナ氏名	連帯借主となる子等	フリガナ氏名	フリガナ氏名	
	生年月日	生年月日		生年月日	生年月日	
請	住所及び電話番号	住所	申請者との続柄	住所	住所	
	勤務先	勤務先		修学又は修業先	修学又は修業先	
者	収入(月額)	収入(月額)	離別の理由及びその時期	収入(月額)	収入(月額)	
	勤労収入	円		病死・事故死・離婚・遺棄・海外在留・法令拘禁・障害・その他() 年 月 日	養育費	円
	養育費	円			主な資産	内容 : 円
	主な資産	内容 : 円			その他	内容 : 円
その他	内容 : 円	計	円			
計		円	計		円	
略						

略

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている書類は、改正後の香川県母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱規則の相当規定により提出されている書類とみなす。
- 3 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。